

◇ 資 料 編 ◇

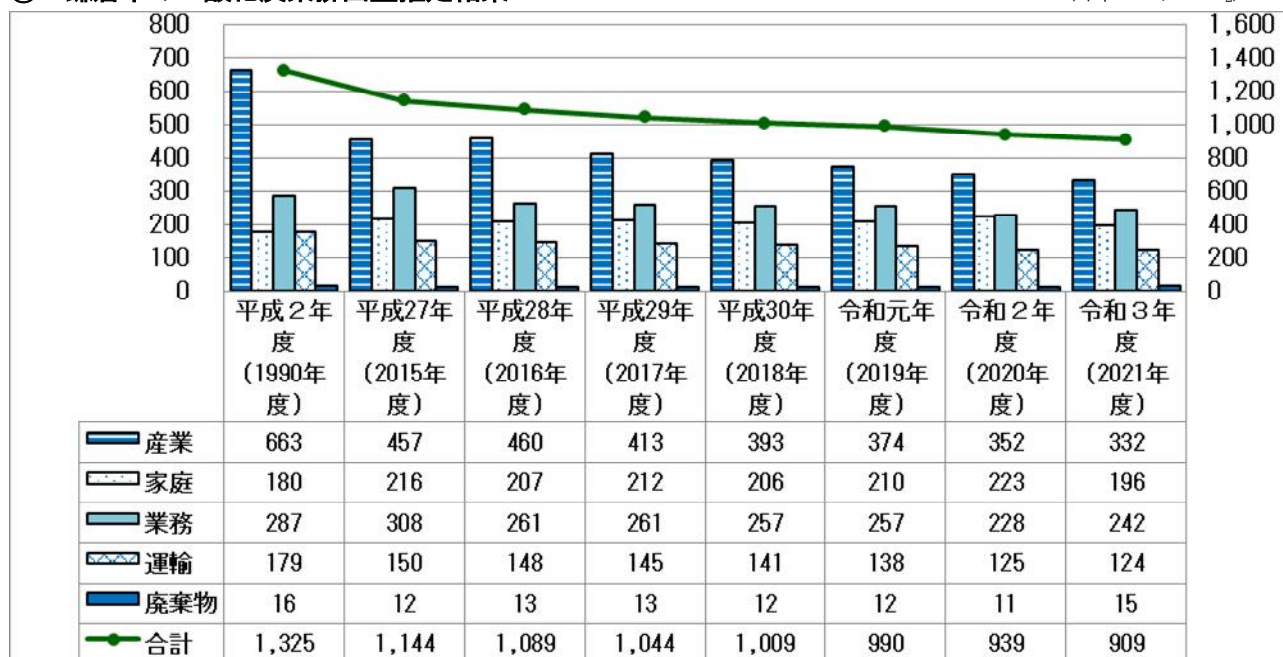


1. 鎌倉市の環境

1. 1 各種環境調査

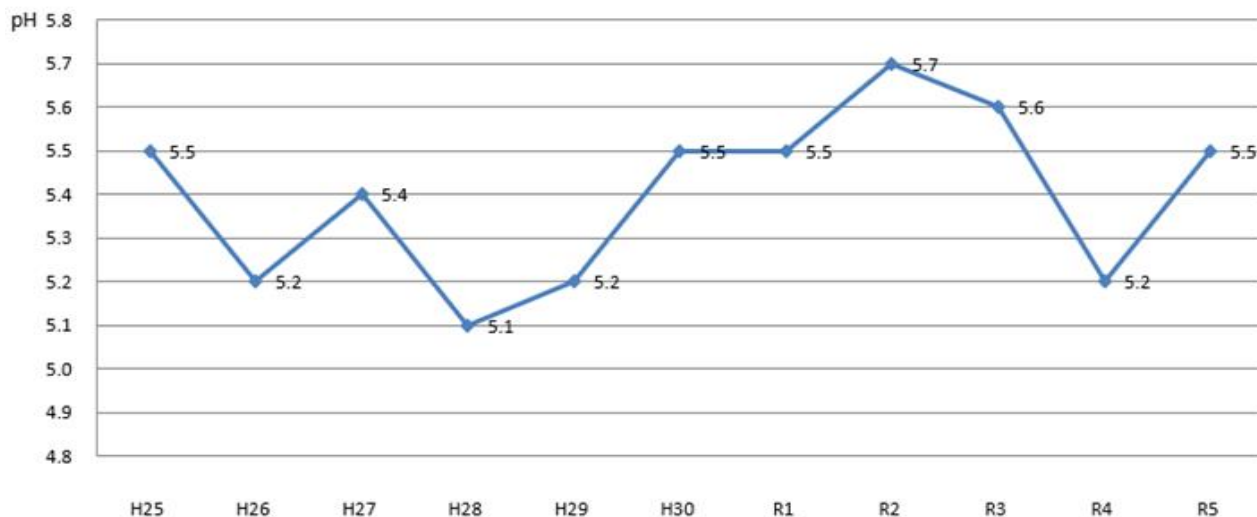
① 鎌倉市の二酸化炭素排出量推定結果

(単位：千t-CO₂)



※二酸化炭素の排出量は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に示されている計算式に準じます。環境省が公表する統計情報の制約上、統計の最新年度は3年のずれがあります。令和6年度（2024年度）の場合、令和3年度（2021年度）推計が最新です。

② 酸性雨（pH測定結果）



③ 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況 (測定場所：鎌倉市役所)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○	○
光化学オキシダントOX	×	×	×	×	×
微小粒子状物質PM2.5	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示す。

※微小粒子状物質PM2.5は平成25年(2013年)11月より測定開始。

④ 一般大気環境基準の適合状況 (測定場所：鎌倉市役所)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
トリクロロエチレン	○	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	○	—	—	—	—
ベンゼン	○	—	—	—	—
ジクロロメタン	○	—	—	—	—

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成13年(2001年)4月20日、その他のものは平成9年(1997年)2月4日に環境基準が設定されています。

※令和2年度(2020年度)以降は測定なし。

⑤ 令和5年度(2023年度)ダイオキシン類大気調査結果 (測定場所：鎌倉市役所) 単位:pg-TEQ/m³

項 目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.050	0.013	0.031	0.6以下

※平成12年(2000年)1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾパラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第68号をもってダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³以下と規定されています。

※pg(ピコグラム)：重量を表す単位で、1兆分の1グラムを指します。

※TEQ(毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラ-ジオキシンの量に換算した量を表します。

⑥ 光化学スモッグの注意報発令日数及び被害者数の推移

年度 項目	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
発令日数県全体(日)	6	2	6	4	2
湘南地域(日)	1	0	2	0	1
被害者数県全体(人)	0	0	4	0	0
湘南地域(人)	0	0	0	0	0
本市(人)	0	0	0	0	0

⑦ 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況 (測定場所：鎌倉市岡本)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○	○
一酸化炭素 CO	○	○	○	○	○
微小粒子状物質PM _{2.5}	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示す。

※微小粒子状物質PM_{2.5}は平成25年(2013年)11月より測定開始。

⑧ BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
滑 川	○	○	○	○	○
神 戸 川	○	○	○	○	○
大 塚 川	○	○	○	○	○
新 川	○	○	—	○	○
梶 原 川	○	○	—	—	—
山 崎 川	○	○	○	○	○
小袋谷川	○	○	○	○	○
砂 押 川	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川については神奈川県が調査しており、その測定値をもとに判定しています。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川はB類型(BOD3mg/L以下)、大塚川・新川・梶原川・山崎川・小袋谷川・砂押川はD類型(BOD8mg/L以下)。なお、町屋川・玉縄雨水幹線は令和元年度(2019年度)、梶原川は令和4年度(2022年度)から調査を実施していません。また、令和3年度は新川・梶原川の調査を2回ずつの実施のため、BOD環境基準適合の判定はしていません。

⑨ 令和4年度(2022年度)河川(水質)のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/L

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.043	0.074	1以下

※令和5年度(2023年度)の測定はありません。

⑩ 令和4年度(2022年度)河川(底質)のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.89	1.1	150以下

※底質についての環境基準は、平成14年(2002年)9月1日以降150pg-TEQ/gが適用されるようになりました。

※令和5年度(2023年度)の測定はありません。

⑪ 地盤沈下水準測量調査結果

		手広なのはな公園	神戸製鋼所(藤沢市)	三菱電機鎌倉製作所	大船フラワーセンター	デンカ
標高(m)	令和4年(2022年)1月1日※1	7.8912	7.9563	8.2243	7.5717	9.3817
	令和6年(2024年)1月1日	7.8879	7.9529	8.2200	7.5662	9.3759
変動量(mm)		-3.3	-3.4	-4.3	-5.5	-5.8
		三菱電機情報技術総合研究所	深沢派出所横歩道	神鋼橋横歩道	山崎浄化センター横歩道	玉縄橋横歩道
標高(m)	令和4年(2022年)1月1日※	10.4189	亡失	9.3377	9.6084	10.1924
	令和6年(2024年)1月1日	10.4126	—	9.3349	9.6033	10.1880
変動量(mm)		-6.3	—	-2.8	-5.1	-4.4
		鎌倉市大船行政センター	新富岡橋	鎌倉市大船体育館	芝浦メカトロニクス(横浜市)	市立玉縄小学校
標高(m)	令和4年(2022年)1月1日※	9.1726	10.3794	9.8744	10.3987	8.5148
	令和6年(2024年)1月1日	9.1676	10.3754	9.8698	10.3970	8.5096
変動量(mm)		-5.0	-4.0	-4.6	-1.7	-5.2

※1 平成25年度(2013年度)より地盤沈下水準測量調査は隔年での調査となったため、令和4年度(2022年度)は調査を実施していません。

⑫ 自動車騒音の面的評価

・令和5年度(2023年度)評価対象路線調査

路線名	起点	終点	評価区間延長(km)	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬(横浜・鎌倉市境)	鎌倉市岩瀬(鎌倉女子大前交差点)	0.1	3	平面	無	無
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬(鎌倉女子大前交差点)	鎌倉市小袋谷二丁目21(小袋谷交差点)	2.4	2	平面(一部切土)	無	無
横浜鎌倉線	鎌倉市台(小袋谷交差点)	鎌倉市由比ガ浜二丁目2(下馬交差点)	3.8	2(一部4)	平面	無	無
原宿六ツ浦線	鎌倉市岩瀬(横浜・鎌倉市境)	鎌倉市岩瀬(鎌倉女子大前交差点)	0.4	3	平面	無	無
小袋谷藤沢線	鎌倉市台二丁目2	鎌倉市岡本二丁目19(山崎跨線橋北交差点)	0.8	2	平面	無	無
鎌倉停車場線	鎌倉市小町二丁目5(鎌倉駅東口)	鎌倉市小町一丁目5(鎌倉駅入口交差点)	0.1	2	平面	無	無

・令和5年度(2023年度)騒音測定結果

単位：dB

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍 騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LAeq)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬一丁目20 (工業地域)	68	64	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	45	43
原宿六ツ浦線	鎌倉市岩瀬 (準工業地域)	70	68			45	43
小袋谷藤沢線	鎌倉市岡本二丁目19 (第一種住居地域)	65	60			43	42

※環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

・令和5年度(2023年度)対象の面的評価結果

	昼夜ともに 基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに 基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,640戸)	2,609	98.8	12	0.5	0	0.0	19	0.7
近接空間 (1,072戸)	1,043	97.3	10	0.9	0	0.0	19	1.8
非近接空間 (1,568戸)	1,566	99.9	2	0.1	0	0.0	0	0.0

※重複計上を含まない(重複計上を含む戸数から路線交差部等の重複戸数を差し引いたもの)戸数とした。

⑬ 令和5年度(2023年度)環境騒音の環境基準適合状況

	調査地点 (令和5年度 (2023年度)調査)	類型 ※	調査結果			調査地点	類型 ※	調査結果	
			昼 ※	夜 ※				昼 ※	夜 ※
11	関谷 387-21	A	○	—	22	岡本 1-1-6	C	○	○
12	岡本 2-16-3	B	○	○	23	岡本 1324	C	○	—

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

1. 鎌倉市の環境

1. 2 排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準と測定結果

クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度（単位：ng-TEQ/m³N）

施 設 名		平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成 26 年度 (2014年度)	平成27年度 (2015 年度)	平成28年度 (2016年度)
名越CC	測定日	1 月 5 日	11月12日	11月30日	1号炉12月13日 2号炉12月12日	1号炉 工事中 2号炉 2月21日	1号炉 1月9日 2号炉 工事中	1号炉11月9日 2号炉11月10日	1号炉12月12日 2号炉12月27日
	1号炉	0.00016	0.010	0.027	0.053	—	0.00064	0.0015	0.0057
	2号炉	0.0011	0.11	0.037	0.037	0.099	—	0.00027	0.012
今泉CC	測定日	10月20日	10月21日	12月 1 日	12月 7 日	1月31日	12月19日	—	—
	1号炉	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	2号炉	0.023	0.013	0.028	0.0085	0.036	0.030	廃止	廃止

施 設 名		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023年度)
名越CC	測定日	1号炉 1月9日 2号炉12月27日	1号炉11月20日 2号炉12月4日	1号炉12月9日 2号炉11月21日	1号炉12月2日 2号炉12月3日	1号炉12月24日 2号炉12月23日	1号炉11月30日 2号炉11月29日	1号炉11月28日 2号炉12月22日
	1号炉	0.018	0.020	0.014	0.000060	0.0011	0.060	0.027
	2号炉	0.030	0.090	0.032	0.000097	0.0016	0.018	0.061
今泉CC	測定日	—	—	—	—	—	—	—
	1号炉	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	2号炉	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

※ ng-TEQ/m³N：ナノグラム＝10億分の1グラム

※ 測定結果はいずれも「ダイオキシン類の排出基準値」を下回っています。

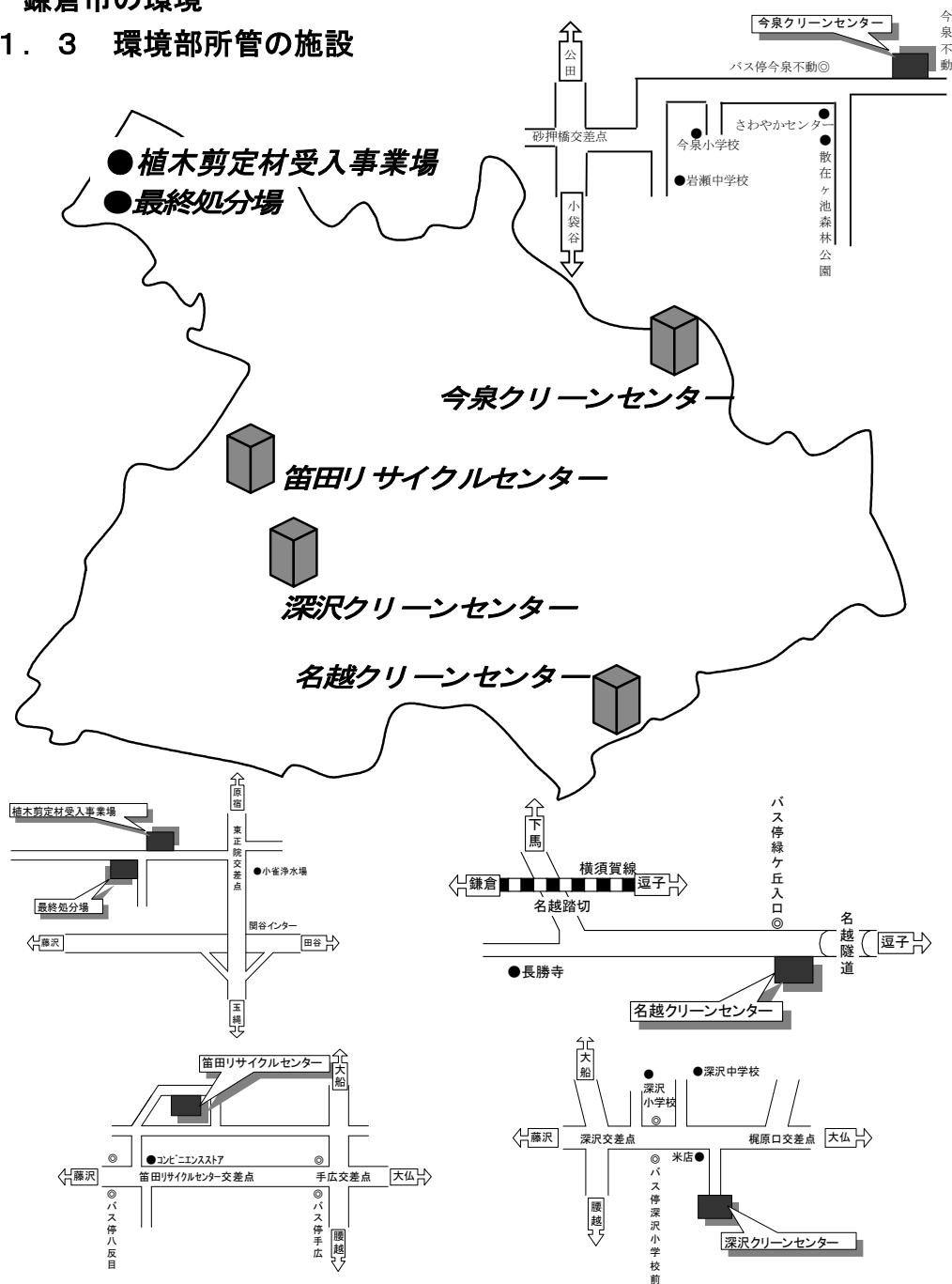
ごみ焼却施設から発生する排ガス中のダイオキシン類の排出濃度基準（単位：ng-TEQ/m³N）

焼却能力	既存焼却施設 平成 14 年 (2002 年) 12 月 1 日以降	新設焼却施設
毎時 4 t 以上	1	0.1
毎時 2 ～ 4 t	5 ※	1
毎時 0.2 ～ 2 t	10	5

※名越クリーンセンターは、毎時 2 ～ 4 t の焼却能力であり、基準値は 5 ng-TEQ/m³N です。

1. 鎌倉市の環境

1. 3 環境部所管の施設



施設名称	郵便番号	所在地	電話 0467	FAX 0467
名越クリーンセンター	248-0007	鎌倉市大町 5-11-16	24-1096	23-6077
今泉クリーンセンター	247-0052	鎌倉市今泉 4-1-1	44-5344	45-7110
深沢クリーンセンター	248-0027	鎌倉市篠田 3-24-1	32-4384	32-5374
篠田リサイクルセンター	248-0027	鎌倉市篠田 1-11-34	32-9090	32-5374
最終処分場	247-0075	鎌倉市関谷 1524-2	---	---
植木剪定材受入事業場	247-0075	鎌倉市関谷 1493-2	45-0526	---

2. 一般廃棄物処理施設の概要

2. 1 ごみ処理施設（焼却施設） 名越クリーンセンター

項 目		内 容
施 設 の 名 称		鎌倉市名越クリーンセンター
所 在 地		鎌倉市大町五丁目 11 番 16 号
敷 地 面 積		12,346.98 m ²
用 途 地 域		第一種住居地域
施 設 規 模		150t/日 (75t/24h×2基)
現 建 設 年 度	着 工	昭和 55 年(1980 年) 5 月
	竣 工	昭和 57 年(1982 年) 1 月
	稼 動	昭和 57 年(1982 年) 2 月
改 修 年 度	【ダイオキシン類対策工事】	
	着 工	平成 12 年(2000 年) 7 月
	竣 工	平成 14 年(2002 年)11 月
	【基幹的設備改良工事】	
	着 工	平成 24 年(2012 年)12 月
	竣 工	平成 27 年(2015 年) 7 月
設 計 ・ 施 工		三菱重工業株式会社
処 理 方 式	処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉
	受 入 ・ 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 (ピット容量 1,000 m ³)
	燃 焼 設 備	フィーダ、逆送式ストーカ、クリンカローラ
	燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	水噴射式
	排 ガ ス 処 理 設 備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ) 乾式塩化水素除去装置 アンモニア直接噴霧式脱硝設備 活性炭噴霧装置 (ダイオキシン類除去)
	通 風 設 備	平衡通風方式
	灰 出 し 設 備	灰押出機、ピットアンドクレーン方式 集じん灰処理装置 (キレート処理)
	排 水 処 理 設 備	生活排水：洗車排水、下水道放流 プラント系：凝集沈殿処理、再循環使用 (無放流)
	そ の 他 の 設 備	可燃性粗大ごみ破砕機、金属プレス機

2. 一般廃棄物処理施設の概要

2. 2 ごみ処理施設（中継施設） 今泉クリーンセンター

項 目		内 容
施 設 の 名 称		鎌倉市今泉クリーンセンター
所 在 地		鎌倉市今泉四丁目 1 番 1 号
敷 地 面 積		15,102.10 m ²
用 途 地 域		市街化調整区域
施 設 規 模		30t/8 時間
旧 焼 却 施 設 建 設 ・ 改 修 年 度		着工 昭和 46 年（1971 年）10 月 竣工 昭和 48 年（1973 年）5 月 稼動 昭和 48 年（1973 年）5 月 着工 昭和 53 年（1978 年）11 月 竣工 昭和 55 年（1980 年）3 月 着工 平成 15 年（2003 年）12 月 竣工 平成 17 年（2005 年）3 月 停止 平成 27 年（2015 年）3 月（焼却炉のみ） 撤去 平成 29 年（2017 年）2 月（焼却炉） 撤去 平成 30 年（2018 年）10 月（煙突）
中 継 施 設 建 設 年 度		着工 平成 14 年（2002 年）2 月 竣工 平成 14 年（2002 年）11 月
設 計 ・ 施 工		川崎重工業株式会社
処 理 方 式	処 理 方 式	コンベア搬送積込式
	受 入 ・ 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 （ピット容量 1,000 m ³ ）
	ご み 投 入 装 置	油圧プッシャー
	脱 臭 設 備	腐植質脱臭剤
	排 水 処 理 設 備	有機系：散水ろ床、浸漬ろ床、砂ろ過 （河川放流）
	そ の 他 の 施 設	可燃性粗大ごみ破碎機、金属プレス機

2. 一般廃棄物処理施設の概要

2.3 ごみ処理施設 笛田リサイクルセンター

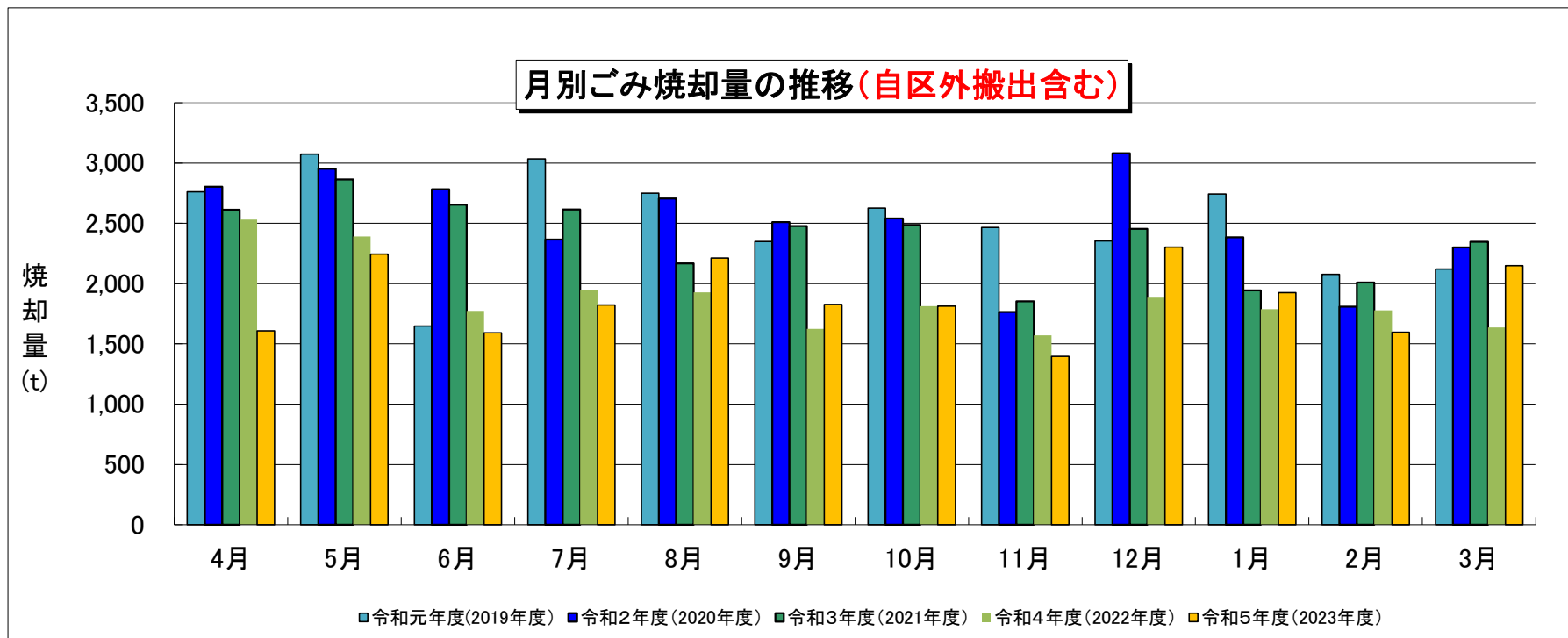
項 目		内 容
施 設 の 名 称		鎌倉市笛田リサイクルセンター
所 在 地		鎌倉市笛田一丁目 11 番 34 号
敷 地 面 積		5,396.40 m ²
用 途 地 域		工業地域
施 設 規 模		40t/日 カン・ビン 20t/日、紙類 20t/日
建 設 年 度		着工 平成7年(1995年)6月 竣工 平成9年(1997年)3月
設 計		八千代エンジニアリング株式会社
施 工	プ ラ ン ト 工 事	昱株式会社
	建 設 工 事	鹿島・三木・第一建設特定建設工事共同事業体
	電 気 設 備	沖・日熱特定建設工事共同事業体
	空 気 調 和 設 備	朝日・太陽特定建設工事共同事業体
	給 排 水 衛 生 設 備	菱和設備株式会社
処 理 方 式	カン・ビン類処理設備	
	受 入 ・ 供 給 設 備	計量機、シャッター制御装置、コンテナ受入れ装置、コンテナ荷上げ装置、コンテナ搬送装置、自動反転装置
	資 源 化 設 備	磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、手選別
	紙類処理設備	
	受 入 ・ 供 給 設 備	ホッパ直投方式
	再 生 設 備	紙圧縮梱包機
	共通設備	
	貯 留 ・ 搬 出 設 備	自動倉庫・カレット類貯留ホッパ
	集 じ ん ・ 脱 臭 設 備	集じん機(バグフィルタ)、脱臭装置(活性炭吸着)
	そ の 他 の 設 備	コンテナ洗浄装置、雨水利用設備、太陽熱利用設備、太陽光発電設備

2. 一般廃棄物処理施設の概要

2. 4 し尿処理施設 深沢クリーンセンター

項 目		内 容
施 設 の 名 称		鎌倉市深沢クリーンセンター
所 在 地		鎌倉市笛田三丁目 24 番 1 号
敷 地 面 積		7,039.08 m ²
用 途 地 域		第一種中高層住居専用地域
施 設 規 模		100 kℓ /日
現 施 設 年 度	着 工	昭和 57 年（1982 年）9 月
	竣 工	昭和 59 年（1984 年）12 月
	稼 動	昭和 59 年（1984 年）12 月
改 修 年 度	着 工	平成 14 年（2002 年）3 月
	竣 工	平成 14 年（2002 年）3 月
設 計 ・ 施 工		日本インカ株式会社 改修 新明和工業株式会社・日本ヘルス工業株式会社
処 理 方 式	処 理 方 式	公共下水道放流
	受 入 ・ 放 流 設 備	砂・ごみ除去後公共下水道放流

3. ごみ処理等の統計
3.1 月別ごみ焼却量の推移



(単位=t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年増減
平成26年度(2014年度)	3,204.63	2,628.24	3,002.37	3,632.39	2,697.61	3,646.90	2,871.03	2,942.19	3,613.51	3,677.49	2,183.57	3,183.84	37,283.77	662.19
平成27年度(2015年度)	3,048.85	3,328.78	2,673.93	3,358.45	3,037.11	2,907.91	2,653.23	3,059.96	2,944.46	2,659.29	2,503.86	2,706.12	34,881.95	-2,401.82
平成28年度(2016年度)	3,034.40	3,019.83	3,189.66	3,101.01	3,065.90	2,757.42	2,946.36	3,015.23	3,122.38	3,078.33	3,221.70	2,831.38	36,383.60	1,501.65
平成29年度(2017年度)	2,463.17	2,354.36	2,156.19	2,547.35	2,833.61	2,890.78	2,817.57	2,811.18	2,539.57	3,041.75	1,575.04	2,821.46	30,852.03	-5,531.57
平成30年度(2018年度)	2,547.07	2,716.54	2,533.37	2,321.28	2,674.24	2,826.33	1,978.03	2,940.93	2,454.79	2,170.99	2,917.97	1,910.67	29,992.21	-859.82
令和元年度(2019年度)	2,761.66	3,071.55	1,647.87	3,032.13	2,748.34	2,347.46	2,625.50	2,464.93	2,353.84	2,742.86	2,075.82	2,120.86	29,992.82	0.61
令和2年度(2020年度)	2,801.97	2,952.71	2,782.23	2,366.00	2,706.73	2,510.89	2,538.83	1,764.91	3,079.21	2,383.21	1,807.27	2,299.72	29,993.68	0.86
令和3年度(2021年度)	2,612.42	2,864.28	2,652.83	2,614.04	2,167.71	2,477.90	2,487.80	1,853.61	2,454.25	1,942.23	2,009.58	2,346.28	28,482.93	-1,510.75
令和4年度(2022年度)	2,530.38	2,390.24	1,772.74	1,945.98	1,927.34	1,623.77	1,811.84	1,572.12	1,881.99	1,789.00	1,777.81	1,635.61	22,658.82	-5,824.11
令和5年度(2023年度)	1,607.75	2,243.86	1,592.78	1,822.49	2,210.45	1,828.48	1,813.55	1,394.86	2,300.60	1,924.87	1,597.07	2,147.62	22,484.38	-174.44
月別増減(前年度比)	-922.63	-146.38	-179.96	-123.49	283.11	204.71	1.71	-177.26	418.61	135.87	-180.74	512.01	-174.44	
令和5年度(2023年度)累計	1,607.75	3,851.61	5,444.39	7,266.88	9,477.33	11,305.81	13,119.36	14,514.22	16,814.82	18,739.69	20,336.76	22,484.38	22,484.38	
累計増減(前年度比)	-922.63	-1,069.01	-1,248.97	-1,372.46	-1,089.35	-884.64	-882.93	-1,060.19	-641.58	-505.71	-686.45	-174.44		
人口(令和5年度)	171,914	171,978	171,863	171,819	171,793	171,673	171,600	171,517	171,425	171,272	171,081	170,918		

※ 人口は各月1日現在 (令和2年国勢調査結果(確定値)に基づく推計人口)

令和6年(2024年)3月31日現在

※平成26年度～平成28年度及び令和4・5年度の焼却量数値は自区外搬出を含む

※棒グラフは、過去5年分を表示しています。

※令和3年(2021年)8月から、事業系可燃ごみの一部を資源化(メタン発酵)しています。

3. ごみ処理等の統計

3. 2 年度別ごみ処理量

単位の記載がない数値の値はt

項目	年	27	28	29	30	R元 (※6)	R 2	R 3	R 4	R 5
行政区域内人口 (人) 各年度10月1日		173,019	172,337	172,284	172,306	172,262	172,710	172,772	172,428	171,600
行政区域内世帯数 (世帯) 各年度10月1日		73,035	73,149	73,666	74,287	74,879	75,722	76,418	76,939	77,172
総排出量		63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894
家庭系ごみ・資源物		46,471	47,831	42,943	41,962	40,172	45,273	43,268	41,208	40,274
事業系ごみ・資源物		17,198	17,577	16,803	16,661	17,951	15,198	15,325	15,571	13,620
再許可業収集		10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	8,007	7,805	7,766
掲事業者自己搬入		221	204	185	156	148	136	129	145	120
計画収集総量		63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894
計画収集量		53,495	53,064	51,805	50,040	47,543	50,843	49,378	48,104	46,223
収集形態										
地方公共団体直営		5,271	3,610	2,255	2,292	3,268	1,304	854	458	357
委託業者		37,332	38,643	39,452	38,240	36,782	41,709	40,517	39,841	38,100
許可業者		10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	8,007	7,805	7,766
収集区分										
可燃ごみ		30,984	30,677	29,668	28,218	28,554	27,832	25,942	21,147	20,059
家庭系燃やすごみ		20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	20,002	19,733	19,340	18,606
事業系燃やすごみ (※7)		10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	6,209	1,807	1,453
不燃ごみ		925	1,013	1,016	1,062	1,124	1,279	1,164	1,087	1,042
資源物		21,005	20,690	20,486	20,145	17,085	20,980	21,495	25,233	24,479
家庭系資源物		21,005	20,690	20,486	20,145	17,085	20,980	19,697	19,235	18,166
事業系資源物 (※7)		-	-	-	-	-	-	1,798	5,998	6,313
粗大ごみ		531	635	586	566	726	701	727	590	595
蛍光管・乾電池		50	49	49	49	54	51	50	47	48
直接搬入量		10,174	12,344	7,941	8,583	10,580	9,628	9,215	8,675	7,671
植木剪定材 (事業系)		5,748	6,246	6,265	6,231	8,139	7,077	6,941	7,403	5,483
その他		4,426	6,098	1,676	2,352	2,441	2,551	2,274	1,272	2,188
資源物 (家庭系のみ)		21,005	20,690	20,486	20,145	17,085	20,980	19,697	19,235	18,166
飲食用カン		391	380	374	370	367	407	393	372	350
飲食用ビン		1,632	1,605	1,570	1,528	1,519	1,639	1,585	1,513	1,434
紙類		9,588	9,219	8,935	8,612	8,391	8,401	7,932	7,692	7,135
新聞		2,075	1,824	1,637	1,399	1,178	902	873	784	635
雑誌・古本・ボール紙		3,094	3,157	3,013	2,998	3,100	3,139	2,841	2,817	2,740
段ボール		1,974	2,016	2,023	2,028	2,101	2,465	2,447	2,400	2,280
紙パック		93	94	87	69	62	63	49	40	31
ミックスペーパー		2,352	2,128	2,175	2,118	1,950	1,832	1,722	1,651	1,449
布類		1,020	1,001	1,042	1,039	1,074	1,181	1,074	1,002	946
ペットボトル		505	504	511	543	606	566	578	576	590
容器包装プラスチック		2,501	2,501	2,472	2,516	2,652	2,858	2,840	2,772	2,675
植木剪定材 (家庭系)		5,241	5,344	5,288	5,024	2,185	5,483	4,889	4,923	4,645
使用済み食用油		44	45	47	46	35	51	51	46	45
製品プラスチック		83	91	156	292	256	394	355	339	346
排出原単位 (g)		1,005	1,040	950	932	922	959	929	902	858
焼却量 (燃やすごみ)		34,882	36,384	30,852	29,992	29,993	29,994	28,483	22,659	22,484
市町村における焼却量 (※1)		32,995	32,533	30,852	29,992	29,993	29,994	28,483	22,375	22,218
他市町村・業者における焼却量 (※2)		1,887	3,851	0	0	0	0	0	284	266
焼却量 (燃えないごみ溶融固化)		643	584	606	598	648	592	594	499	488
総資源化量		31,015	31,323	31,046	30,766	30,557	32,153	30,959	32,186	31,614
計画収集総量からの資源化量		28,144	28,440	28,288	28,033	27,748	29,885	28,766	29,542	29,508
焼却残渣量 (抜粋) (※3)		3,260	3,314	3,042	2,945	2,906	2,957	2,881	2,398	2,356
焼却残渣からの資源化量 (※4)		2,871	2,883	2,758	2,733	2,809	2,268	2,193	2,644	2,106
総資源化量 (固形燃料化、山元還元量を除く)		30,818	31,071	30,740	30,472	30,254	31,838	30,799	31,953	31,525
リサイクル率R (※5)		48.7%	47.9%	52.0%	52.5%	52.6%	53.2%	52.8%	56.7%	58.7%
リサイクル率R' (※5)		48.4%	47.5%	51.5%	52.0%	52.1%	52.7%	52.6%	56.3%	58.5%

※R5は速報値

●本表は神奈川県に廃棄物処理施設の処理内容を報告した数値に基づくデータです。

※1 … 市町村における焼却量 (自区外搬出分を含まず)

※2 … 自区外 (民間施設等) 搬出分を計上しています。

※3 … 焼却残渣溶融固化 (名越クリーンセンター焼却残渣) の処理量を計上しています。

※4 … 焼却残渣溶融固化 (可燃系) と不燃焼却溶融固化のうち資源化量を合算し計上しています。

なお、令和4年度から事業系可燃ごみガス化溶融のうち資源化量を合算し計上しています。

※5 … Rは従来から使用している資源化率 (県報告数値、総資源化量/総排出量)。R'の計算では固形燃料化量及び焼却残渣の山元還元等を含めません。

国のリサイクル率は従来Rであったが、平成20年度からRとR'の両方を公表している。全国ランキングの際にはR'を使用しています。

※6… 令和元年度の数値は、国、県の報告数値と併せて災害ごみ処理量 1,864t (家庭系燃やすごみ266t + 家庭系植木剪定材1,598t) を計上していません。

※7… 令和3年度から事業系燃やすごみの資源化開始。

3. ごみ処理等の統計

3. 3 家庭系ごみ質（燃やすごみ）組成調査概要

調査期間：令和5年（2023年）11月6日～11月16日

	小分類項目	構成		市分別区分	資源化の可能性
		重量(kg)	比率(%)		
紙類	新聞紙(折り込み広告含む)	152,786	0.79	紙類	○
	雑誌(本を含む)	204,037	1.06	紙類	○
	ダンボール:宅配・郵便用	78,520	0.41	紙類	○
	ダンボール:その他ダンボール	46,996	0.24	紙類	○
	紙パック:アルミ付き	34,038	0.18	紙パック	○
	紙パック:アルミなし	76,780	0.40	紙パック	○
	ボール紙:容器包装該当	231,693	1.20	紙類	○
	ボール紙:容器包装非該当	72,332	0.37	紙類	○
	カップ型容器:容器包装該当	81,615	0.42	ミックスペーパー	○
	カップ型容器:容器包装非該当	24,562	0.13	ミックスペーパー	○
	紙コップ・紙皿	30,557	0.16	ミックスペーパー	○
	その他紙類1:容器包装該当	101,148	0.52	ミックスペーパー	○
	その他紙類2:紙おむつ	1,413,947	7.31	燃やすごみ	×
	その他紙類2:リサイクルできない紙類(汚れた紙類等)	1,858,767	9.61	燃やすごみ	×
	その他紙類2:その他	498,198	2.58	ミックスペーパー	○
	小 計	4,905,978	25.37		
	紙類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	1,633,263	8.45		
プラスチック類	ペットボトル:500ml以下	14,892	0.08	ペットボトル	○
	ペットボトル:501ml以上	11,604	0.06	ペットボトル	○
	発泡スチロール:白色トレイ	4,642	0.02	容器包装プラスチック	○
	発泡スチロール:色付きトレイ	8,896	0.05	容器包装プラスチック	○
	発泡スチロール:魚箱類	0	0.00	容器包装プラスチック	○
	容器包装該当プラスチック類:容器類(箱、容器、チューブ類等)	306,732	1.59	容器包装プラスチック	○
	容器包装該当プラスチック類:包装類(容器類以外)	907,820	4.69	容器包装プラスチック	○
	製品プラスチック類:製品プラスチック	478,472	2.47	製品プラスチック	○
	容器包装、製品非該当プラスチック類	83,162	0.43	燃やすごみ	×
	排出容器等(外袋)以外のレジ袋:容器包装該当類	104,243	0.54	容器包装プラスチック	○
	排出容器等(外袋)以外のレジ袋:容器包装非該当類	122,422	0.63	燃やすごみ	×
	小 計	2,042,884	10.56		
	プラスチック類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	1,837,300	9.50		
	プラスチック類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	1,837,300	9.50		
木竹類	植木剪定材:木・草類	117,200	0.61	植木剪定材	○
	植木剪定材:竹・シュロ類	3,868	0.02	植木剪定材	○
	植木剪定材以外	397,050	2.05	燃やすごみ	×
	小 計	518,119	2.68		
	木竹類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	121,068	0.63		
厨芥類	厨芥類:調理残渣(適正除去)	457,198	2.36	燃やすごみ	×
	厨芥類:調理残渣(過剰除去)	326,266	1.69	燃やすごみ	×
	厨芥類:食べ残し等	6,328,822	32.72	燃やすごみ	×
	厨芥類:未開封食品類(保存食品、冷凍食品)	37,133	0.19	燃やすごみ	×
	厨芥類:未開封食品類(野菜・果物・肉・魚)	224,537	1.16	燃やすごみ	×
	厨芥類:未開封食品類(加工品類)	312,148	1.61	燃やすごみ	×
	厨芥類:未開封食品類(調理品)	150,272	0.78	燃やすごみ	×
	厨芥類:未開封食品類(その他)	15,665	0.08	燃やすごみ	×
	小 計	7,852,040	40.60		
	厨芥類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	0	0.00		
繊維類	衣類:背広、コート類(再使用可能なもの)	77,360	0.40	布類	○
	衣類:布製のベルト、バック、帽子(再使用可能なもの)	31,137	0.16	布類	○
	衣類:ベルト、バック、皮革衣料品(再使用可能なもの)	83,162	0.43	布類	○
	衣類:その他衣類	304,412	1.57	布類	○
	衣類以外	545,388	2.82	布類	○
	リサイクルできない布類	554,091	2.87	燃やすごみ	×
	小 計	1,595,550	8.25		
	繊維類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	1,041,459	5.39		
その他可燃物	皮革・ゴム類:その他の皮革製品、ゴム製品等	284,105	1.47	燃やすごみ	×
	皮革・ゴム類以外:その他可燃物	1,841,555	9.52	燃やすごみ	×
	小 計	2,125,659	10.99		
	その他可燃物のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	0	0.00		
金属・ガラス類	金属類:飲食用アルミ缶	7,543	0.04	カン・ビン	○
	金属類:飲食用以外アルミ缶	387	0.00	燃えないごみ	×
	金属類:飲食用スチール缶	11,411	0.06	カン・ビン	○
	金属類:飲食用以外スチール缶	580	0.00	燃えないごみ	×
	金属類:缶以外	17,986	0.09	燃えないごみ	×
	ガラス類:飲食用ビン類	13,345	0.07	カン・ビン	○
	ガラス類:飲食用以外ビン類	15,472	0.08	燃えないごみ	×
	ガラス類:ビン類以外	6,769	0.04	燃えないごみ	×
	小 計	73,492	0.38		
	金属・ガラス類のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	32,298	0.17		
その他不燃物	危険・処理困難物:危険・処理困難物	13,538	0.07	危険・有害ごみ	×
	危険・処理困難物:排出禁止物	1,741	0.01	排出禁止物	×
	小型家電:小型家電	11,797	0.06	燃えないごみ	○
	その他:その他不燃物	39,840	0.21	燃えないごみ	×
	小 計	66,916	0.35		
	その他不燃物のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	11,797	0.06		
排出容器等	排出容器等:容器包装該当類	13,151	0.07	容器包装プラスチック	○
	排出容器等:容器包装非該当類	11,217	0.06	燃やすごみ	×
	排出容器等:有料袋	135,187	0.70	燃やすごみ	×
	小 計	159,555	0.83		
	排出容器等のうち資源化の可能性のあるもの 小 計	13,151	0.07		
合 計		19,340,000	100.00		
資源化の可能性のあるもの 合 計		4,690,337	24.25		

*1 本推計の重量は令和4年度の実績値を本調査の構成比で按分した。

*2 構成比は15地区の小分類別構成比の合計を15で除した値。

*3 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

3. ごみ処理等の統計

3. 3. 1 事業系ごみ質（燃やすごみ）組成調査概要

				調査回	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	平均	最大	最小	
				調査日	11月15日	11月15日	11月16日	11月16日	11月17日	11月17日	%	%	%	
No.	大分類項目	No.	中分類項目	No.	小分類項目	%	%	%	%	%	%	%	%	
1	紙類	1-1	新聞紙(折り込み広告含む)			0.97	0.63	1.10	0.61	0.91	0.75	0.84	1.10	0.61
		1-2	雑誌(本を含む)			0.86	—	2.23	—	0.41	0.27	0.63	2.23	0.27
		1-3	ダンボール		ダンボール	0.25	0.92	3.17	0.18	6.32	0.52	1.89	6.32	0.18
		1-4	紙パック	1-4-1	アルミ付き	0.61	0.51	0.27	0.76	0.45	0.47	0.51	0.76	0.27
				1-4-2	アルミなし	0.52	0.39	1.10	0.35	0.04	0.14	0.42	1.10	0.04
		1-5	ボール紙	1-5-1	容器包装該当	1.81	2.85	6.19	1.42	2.53	2.01	2.80	6.19	1.42
				1-5-2	容器包装非該当	—	—	—	—	0.10	0.02	0.02	0.10	0.02
		1-6	カップ型容器		容器包装該当	—	0.04	0.29	0.09	0.14	0.23	0.13	0.29	0.04
		1-7	紙コップ・紙皿			2.60	3.49	1.01	4.61	0.45	2.07	2.37	4.61	0.45
		1-8	紙類・包装紙	1-8-1	包装紙	0.50	0.65	0.31	0.15	0.19	0.27	0.34	0.65	0.15
				1-8-2	紙袋	0.25	1.20	0.27	0.18	0.37	0.27	0.42	1.20	0.18
		1-9	色白紙	1-9-1	オフィス用紙(色白紙)	0.23	0.18	0.38	0.06	0.78	0.07	0.28	0.78	0.06
				1-9-2	そのほか色白紙	0.06	0.59	0.51	0.96	0.10	0.90	0.52	0.96	0.06
		1-10	色付紙	1-10-1	オフィス用紙(色付紙)	0.01	0.04	—	—	—	—	0.01	0.04	0.01
				1-10-2	封筒	0.01	0.18	0.04	0.07	0.43	0.13	0.14	0.43	0.01
				1-10-3	そのほか色付紙	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01
		1-11	その他紙類	1-11-1	紙おむつ	2.06	2.53	10.03	5.00	1.19	3.52	4.06	10.03	1.19
				1-11-2	リサイクルできない紙類(汚れた紙類)	14.89	18.43	15.10	11.83	18.85	22.42	16.92	22.42	11.83
				1-11-3	シュレッダー紙	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				1-11-4	伝票	—	0.14	0.02	—	0.04	0.02	0.04	0.14	0.02
				1-11-5	紙類の禁忌品	0.01	—	0.01	—	—	0.01	0.00	0.01	0.01
				1-11-6	特定の事業所から出る紙類(産業廃棄物)	—	0.61	0.98	1.77	0.10	3.49	1.16	3.49	0.10
				1-11-7	その他	—	—	—	—	—	0.01	0.00	0.01	0.01
		小計					25.65	33.39	43.02	28.07	33.46	37.60	33.53	—
2	プラスチック類	2-1	ペットボトル	2-1-1	500ml以下	0.08	0.08	—	0.09	—	0.02	0.04	0.09	0.02
				2-1-2	501ml以上	—	—	—	0.07	—	0.02	0.02	0.07	0.02
		2-2	発泡スチロール	2-2-1	白色トレイ	0.01	—	—	—	—	0.02	0.00	0.02	0.01
				2-2-2	色付きトレイ	0.02	—	—	—	—	—	0.00	0.02	0.02
				2-2-3	魚箱類	0.01	0.01	0.02	0.02	0.04	0.04	0.02	0.04	0.01
		2-3	容器包装該当プラスチック類	2-3-1	容器類(箱、容器、チューブ類等)	0.46	0.55	0.56	0.42	1.26	0.99	0.71	1.26	0.42
				2-3-2	包装類(容器類以外)	3.55	1.96	2.03	2.18	5.11	4.89	3.28	5.11	1.96
		2-4	プラスチック成型品	プラスチック成型品		0.74	0.18	0.18	0.22	0.21	0.95	0.41	0.95	0.18
2-5	排出容器等(外装)以外のレジ袋	容器包装該当類		0.46	0.35	0.40	0.02	0.12	0.04	0.23	0.46	0.02		
小計					5.33	3.13	3.19	3.03	6.74	6.96	4.73	—	—	
3	木竹類	3-1	植木剪定材	3-1-1	木・草類	1.24	0.55	7.29	4.37	4.64	0.16	3.04	7.29	0.16
				3-1-2	竹・シュロ類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3-2	植木剪定材以外		2.63	2.10	0.62	0.33	0.89	2.62	1.53	2.63	0.33	
小計					3.88	2.65	7.91	4.71	5.52	2.79	4.58	—	—	
4	厨芥類	4-1	厨芥類	4-1-1	調理残渣(適正除去)	23.15	19.83	11.98	13.38	17.47	18.80	17.44	23.15	11.98
				4-1-2	調理残渣(過剰除去)	5.90	13.01	12.76	20.19	3.48	7.12	10.41	20.19	3.48
				4-1-3	食べ残し等	8.27	16.76	11.64	22.08	13.33	10.08	13.69	22.08	8.27
				4-1-4	未開封食品類	11.84	6.28	3.02	2.77	15.06	4.33	7.22	15.06	2.77
		小計					49.15	55.88	39.41	58.42	49.34	40.34	48.76	—
5	布類	5-1	事業活動特有の布類	事業活動特有の布類		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5-2	その他のリサイクルできる布類	その他のリサイクルできる布類		0.55	0.12	0.25	0.44	—	0.29	0.28	0.55	0.12
		5-3	リサイクルできない布類	リサイクルできない布類		0.92	0.49	0.33	0.79	0.21	1.65	0.73	1.65	0.21
		小計					1.47	0.61	0.58	1.24	0.21	1.94	1.01	—
6	その他可燃物	6-1	皮革製品	皮革製品		0.06	—	—	—	—	—	0.01	0.06	0.06
		6-2	皮革以外	その他可燃物		12.08	1.86	2.77	1.26	2.14	5.37	4.25	12.08	1.26
		小計					12.14	1.86	2.77	1.26	2.14	5.37	4.26	—
7	ゴム類	7-1	ゴム類	ゴム製品		0.92	0.41	0.56	0.37	0.33	2.10	0.78	2.10	0.33
		小計					0.92	0.41	0.56	0.37	0.33	2.10	0.78	—
8	金属・ガラス類	8-1	金属類	8-1-1	飲食用アルミ缶	0.02	0.02	—	—	—	—	0.01	0.02	0.02
				8-1-2	飲食用以外アルミ缶	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				8-1-3	飲食用スチール缶	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				8-1-4	飲食用以外スチール缶	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				8-1-5	缶以外	0.17	0.02	0.02	0.07	0.35	0.14	0.13	0.35	0.02
		8-2	ガラス類	8-2-1	ビン類	—	—	—	0.07	—	0.07	0.02	0.07	0.07
				8-2-2	ビン類以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計					0.19	0.04	0.02	0.15	0.35	0.22	0.16	—	—	
9	その他不燃物	9-1	危険・処理困難物	9-1-1	危険・処理困難物	0.04	0.04	0.04	—	—	0.01	0.02	0.04	0.01
				9-1-2	排出禁止物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		9-2	小型家電	小型家電		—	—	0.13	—	—	—	0.02	0.13	0.13
		9-3	その他	その他不燃物		0.13	—	0.04	—	—	0.84	0.17	0.84	0.04
小計					0.17	0.04	0.20	—	—	0.85	0.21	—	—	
10	排出容器等	10-1	排出容器等			1.11	1.98	2.35	2.77	1.92	1.83	1.99	2.77	1.11
		小計					1.11	1.98	2.35	2.77	1.92	1.83	1.99	—
合計						100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	—	—
うち産業廃棄物合計						6.61	4.23	4.94	5.32	7.52	13.62	7.04	—	—
うち資源化の可能性があるごみ(一廃)						7.27	8.30	22.86	8.81	16.85	5.82	11.65	—	—
うち燃やすごみ						86.12	87.47	72.20	85.87	75.63	80.57	81.31	—	—

3. ごみ処理等の統計

3. 4 生ごみ処理機年度別普及台数と申請件数・助成台数

年度	電動型 台数	非電動型台数		普及 台数	助成申請件 数	助成 台数	備考
		室外型	室内型				
平成 2年度		870	870	870			モニター 370個 既普及 500個含
平成 3年度		1,112	1,112	1,112	1,021	1,112	助成金制度4/1施行 上限5,000円
平成 4年度		428	428	428	397	428	
平成 5年度		276	276	276	258	276	
平成 6年度		653	223	430	653	653	EM助成開始
平成 7年度	87	828	177	651	640	915	電動型助成開始 上限30,000円に改正
平成 8年度	231	392	141	251	623	499	623
平成 9年度	773	363	119	244	1,136	1,026	1,136
平成 10年度	365	192	74	118	557	504	557
平成 11年度	369	145	72	73	514	473	514
平成 12年度	463	111	72	39	574	554	574
平成 13年度	502	801	542	259	1,303	1,089	1,303
平成 14年度	2,521	588	459	129	3,109	3,001	3,109
平成 15年度	1,248	201	156	45	1,449	1,404	1,449
平成 16年度	394	130	81	49	524	495	524
平成 17年度	416	130	71	59	546	515	546
平成 18年度	302	103	50	53	405	379	405
平成 19年度	276	90	50	40	366	348	366
平成 20年度	243	94	67	27	337	319	337
平成 21年度	247	98	57	41	345	323	345
平成 22年度	300	331	130	201	631	524	631
平成 23年度	255	373	255	118	628	497	568
平成 24年度	199	705	531	174	904	813	904
平成 25年度	280	901	748	153	1,181	1,071	1,181
平成 26年度	329	887	735	152	1,216	1,120	1,216
平成 27年度	247	714	592	122	961	893	961
平成 28年度	145	301	249	52	446	414	446
平成 29年度	148	193	157	36	341	320	341
平成 30年度	173	158	24	134	331	315	331
令和 元年度	152	127	110	17	279	269	279
令和 2年度	246	177	134	43	423	413	423
令和 3年度	338	253	77	176	591	558	591
令和 4年度	379	224	157	67	603	582	603
令和 5年度	421	191	118	73	612	585	612
合 計	12,049	13,140	9,114	4,026	25,189	22,078	24,259
割 合	47.83%	52.17%	36.18%	15.98%	100.00%		

3. ごみ処理等の統計

3. 5 ごみの収集・処理(運搬費含む)に係る委託経費

令和5年度 (2023年度)	人口：171,600人 世帯：77,172世帯 (令和5年(2023年)10月1日現在)				
	飲食用カン・ビン	植木剪定材	紙類・布類	ペットボトル	
収集	143,680,000 円	71,584,000 円	153,121,100 円	56,787,800 円	
処理	35,155,600 円	210,270,835 円	68,820,400 円	33,096,000 円	
収集+処理	178,835,600 円	281,854,835 円	221,941,500 円	89,883,800 円	
処理量	1,784 t	10,128 t	8,206 t	590 t	
1 t 当たり	100,244 円	27,829 円	27,046 円	152,345 円	
年間1人当たり	1,042 円	1,643 円	1,293 円	524 円	
	容器包装プラスチック	燃やすごみ	燃えないごみ、危険・ 有害ごみ、使用済み食用油	製品プラスチック	事業系ごみ資源化 (植木剪定材以外)
収集	79,609,000 円	227,151,000 円	40,191,000 円	17,974,000 円	
処理	118,141,000 円	272,437,000 円	100,781,000 円	20,021,000 円	379,432,000 円
収集+処理	197,750,000 円	499,588,000 円	140,972,000 円	37,995,000 円	379,432,000 円
処理量	2,675 t	22,651 t	1,200 t	346 t	6,313 t
1 t 当たり	73,925 円	22,056 円	117,477 円	109,812 円	60,103 円
年間1人当たり	1,152 円	2,911 円	822 円	221 円	2,211 円
	委託経費計				2,028,252,735 円
令和4年度 (2022年度)	人口：172,428人 世帯：76,939世帯 (令和4年(2022年)10月1日現在)				
	飲食用カン・ビン	植木剪定材	紙類・布類	ペットボトル	
収集	133,016,000 円	66,266,000 円	146,390,000 円	52,805,000 円	
処理	34,549,470 円	259,709,000 円	68,158,588 円	31,464,000 円	
収集+処理	167,565,470 円	325,975,000 円	214,548,588 円	84,269,000 円	
処理量	1,885 t	12,326 t	8,820 t	576 t	
1 t 当たり	88,894 円	26,446 円	24,325 円	146,300 円	
年間1人当たり	9,615 円	18,704 円	12,311 円	4,835 円	
	容器包装プラスチック	燃やすごみ	燃えないごみ、危険・ 有害ごみ、使用済み食用油	製品プラスチック	事業系ごみ資源化 (植木剪定材以外)
収集	76,901,000 円	211,220,000 円	39,540,000 円	16,640,000 円	
処理	121,119,000 円	268,769,000 円	95,650,000 円	19,121,000 円	364,643,000 円
収集+処理	198,020,000 円	479,989,000 円	135,190,000 円	35,761,000 円	364,643,000 円
処理量	2,772 t	22,811 t	1,252 t	339 t	5,998 t
1 t 当たり	71,436 円	21,042 円	107,979 円	105,490 円	60,794 円
年間1人当たり	1,148 円	2,784 円	784 円	207 円	2,115 円
	委託経費計				2,005,961,058 円
令和3年度 (2021年度)	人口：172,772人 世帯：76,418世帯 (令和3年(2021年)10月1日現在)				
	飲食用カン・ビン	植木剪定材	紙類・布類	ペットボトル	
収集	132,986,000 円	69,630,200 円	145,303,974 円	46,781,400 円	
処理	34,549,470 円	259,709,000 円	68,158,588 円	31,464,000 円	
収集+処理	167,535,470 円	329,339,200 円	213,462,562 円	78,245,400 円	
処理量	1,978 t	11,830 t	9,114 t	578 t	
1 t 当たり	84,699 円	27,839 円	23,421 円	135,373 円	
年間1人当たり	970 円	1,906 円	1,236 円	453 円	
	容器包装プラスチック	燃やすごみ	燃えないごみ、危険・ 有害ごみ、使用済み食用油	製品プラスチック	事業系ごみ資源化 (植木剪定材以外)
収集	77,133,000 円	205,440,000 円	36,776,200 円	14,905,000 円	
処理	124,884,000 円	282,624,000 円	115,240,000 円	18,750,000 円	64,089,000 円
収集+処理	202,017,000 円	488,064,000 円	152,016,200 円	33,655,000 円	64,089,000 円
処理量	2,840 t	28,760 t	1,340 t	355 t	1,919 t
1 t 当たり	71,133 円	16,970 円	113,445 円	94,803 円	33,397 円
年間1人当たり	1,169 円	2,825 円	880 円	195 円	371 円
	委託経費計				1,728,423,832 円

3. ごみ処理等の統計

3. 6 主な資源物の売却額

品 目	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	売却量 (kg)	金額 (円)	売却量 (kg)	金額 (円)	売却量 (kg)	金額 (円)
ペットボトル	542,870	17,253,303	536,284	23,821,568	566,130	21,242,777
アルミ缶	174,990	26,720,019	183,060	23,430,880	207,540	25,262,111
スチール缶	194,520	6,291,373	190,540	5,028,300	199,340	5,332,042
リターナブルビン	11,646	25,312	15,306	33,309	15,669	34,278
新聞	1,398,880	13,597,110	1,178,090	9,672,228	902,250	3,473,660
雑誌・ボール紙	2,998,180	12,952,137	3,100,490	10,099,232	3,138,840	5,179,084
段ボール	2,027,600	15,328,656	2,101,250	13,146,536	2,465,350	7,474,547
古布	1,038,700	2,243,587	1,074,270	2,340,963	1,181,420	316,976
使用済み食用油	46,340	1,514,634	46,330	1,342,199	51,460	1,245,332
ミックスペーパー	2,117,590	12,511,018	1,964,440	12,848,210	1,832,020	8,060,888
紙パック	69,320	1,759,338	61,930	1,586,144	62,780	1,450,218
製品プラスチック						
合 計	10,620,636	110,196,487	10,451,990	103,349,569	10,622,799	79,071,913

品 目	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	売却量 (kg)	金額 (円)	売却量 (kg)	金額 (円)	売却量 (kg)	金額 (円)
ペットボトル	578,210	30,331,114	575,690	69,824,453	590,250	24,585,522
アルミ缶	209,130	42,556,889	199,060	50,692,609	189,710	44,712,407
スチール缶	183,630	9,228,935	173,350	9,392,207	160,240	8,529,260
リターナブルビン	12,339	26,752	13,402	29,634	11,280	24,662
新聞	873,040	3,649,305	783,570	3,275,320	635,310	2,655,593
雑誌・ボール紙	2,840,790	6,249,736	2,817,100	6,197,617	2,740,010	6,028,019
段ボール	2,447,160	7,537,251	2,400,030	7,392,090	2,279,970	7,022,305
古布	1,074,440	0	1,001,820	0	945,710	1,539,945
使用済み食用油	50,980	1,149,594	46,170	2,285,415	45,157	1,413,712
ミックスペーパー	1,721,780	5,681,874	1,629,640	3,585,208	1,430,240	3,146,528
紙パック	49,450	435,160	39,830	219,065	31,180	171,490
製品プラスチック						
合 計	10,040,949	106,846,610	9,679,662	152,893,618	9,059,057	99,829,443

※製品プラスチックは、回収対象を拡大したことから、平成30年度(2018年度)以降、売却を行っていません。

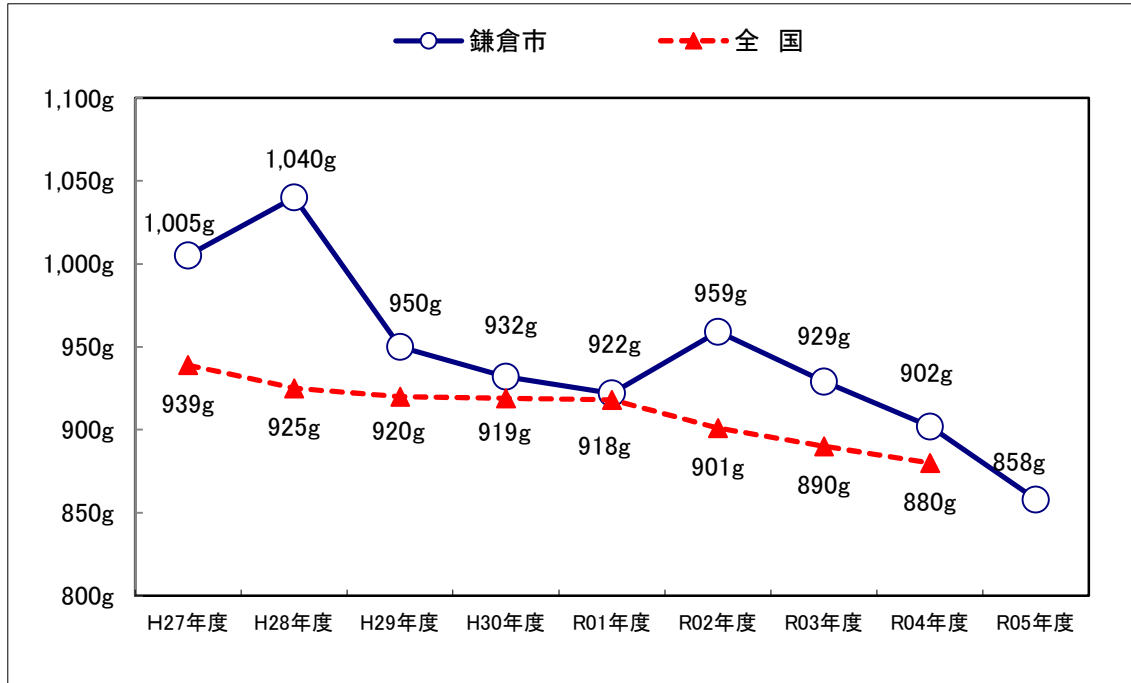
3. ごみ処理等の統計

3. 7 ごみの量の全国との比較

1人1日当たりのごみの排出量

! MEMO

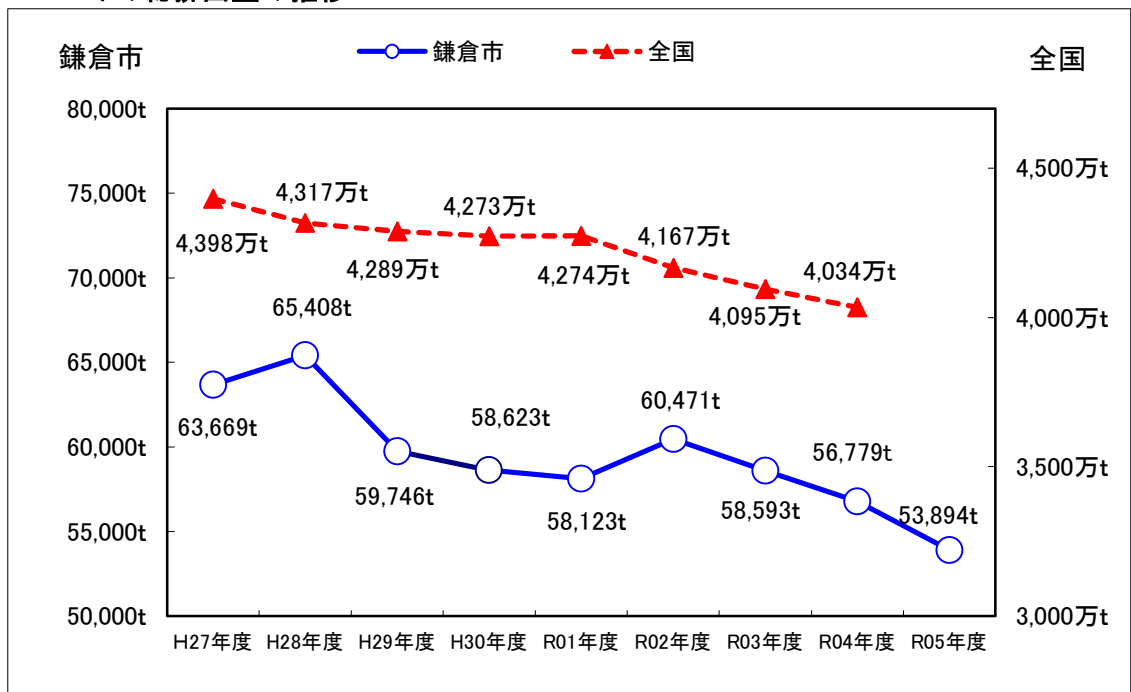
令和4年度（2022年度）神奈川県内の1人1日当たりのごみ発生量の平均値は799gです。



※全国数値の統計は令和4年度分まで発表されています。

※国勢調査を元にした推計人口で原単位を算出。

ごみの総排出量の推移

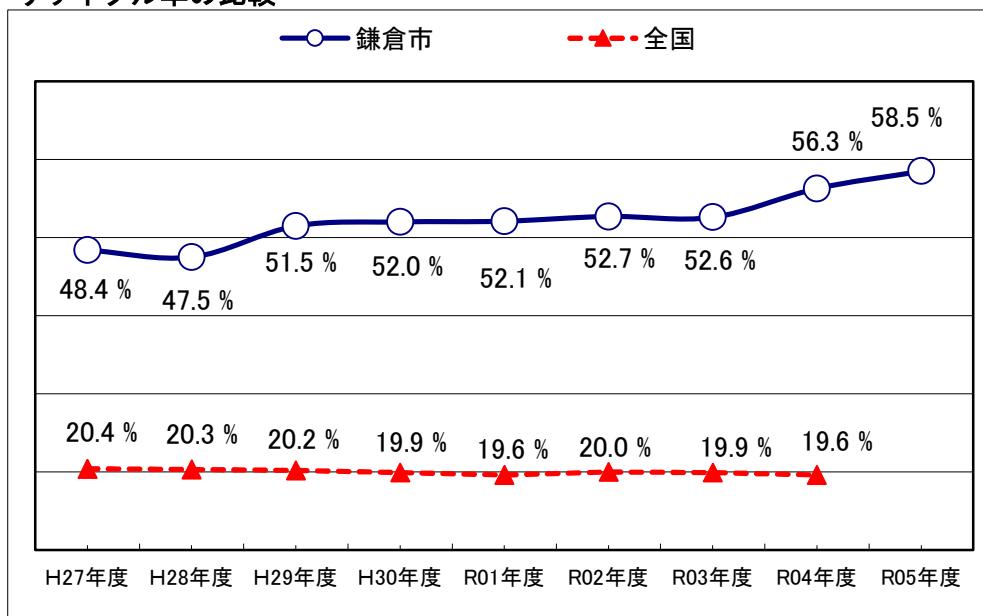


※全国数値の統計は令和4年度分まで発表されています。

3. ごみ処理等の統計

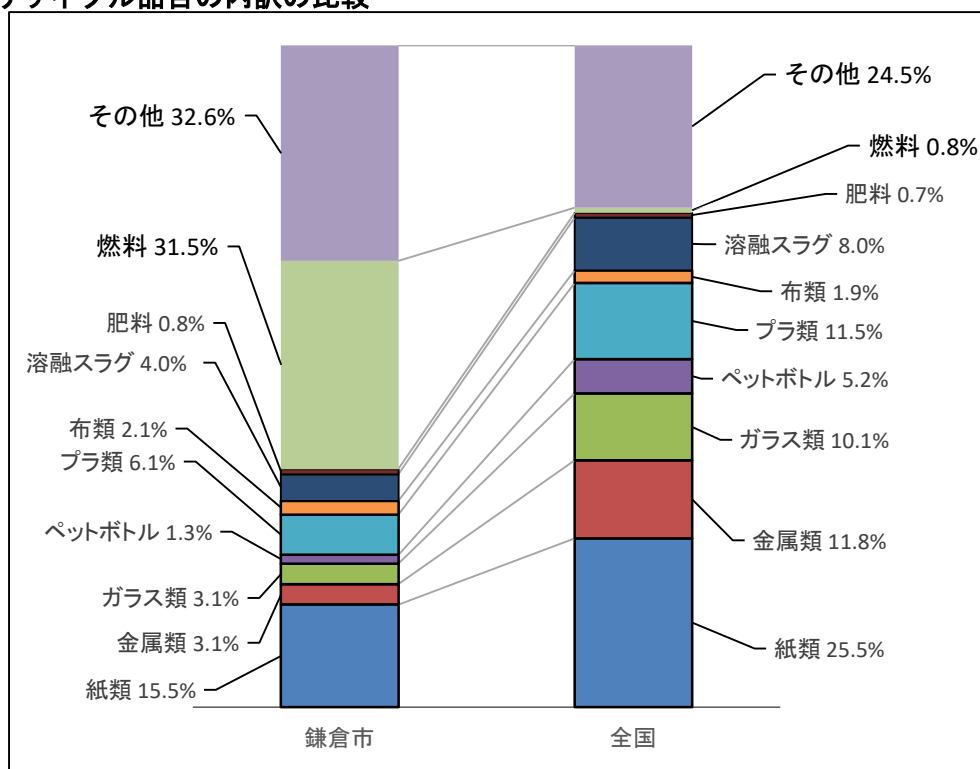
3. 8 リサイクルの全国との比較

リサイクル率の比較



※全国数値の統計は令和4年度分まで発表されています。

リサイクル品目の内訳の比較



※鎌倉市の令和5年度(2023年度)と全国の令和4年度(2022年度)実績数値(集団回収除く)の比較です。

4. 決算額の集計

4. 1 令和5年度(2023年度)事業費ごとの決算額一覧

◎生活環境

(単位:千円)

中事業	小事業	当初予算額	予算現額	執行済額
3 Rの推進・ごみの適正処理	環境運営事業	43,891	44,991	44,518
3 Rの推進・ごみの適正処理	ごみ収集事業	1,011,351	987,298	981,240
3 Rの推進・ごみの適正処理	廃棄物処理施設のマネジメント事業	309	309	154
3 Rの推進・ごみの適正処理	最終処分事業	123,326	131,870	129,666
3 Rの推進・ごみの適正処理	ごみ処理広域化計画推進事業	30	30	18
3 Rの推進・ごみの適正処理	廃棄物処理施策推進事業	512,404	535,053	420,683
3 Rの推進・ごみの適正処理	名越クリーンセンター管理運営事業	623,627	542,911	517,156
3 Rの推進・ごみの適正処理	今泉クリーンセンター管理運営事業	145,544	142,570	130,576
3 Rの推進・ごみの適正処理	名越クリーンセンター収集事業	5,245	4,568	3,084
3 Rの推進・ごみの適正処理	今泉クリーンセンター収集事業	15,366	16,139	14,737
快適な生活環境の保全	し尿収集事業	5,972	5,972	5,360
快適な生活環境の保全	深沢クリーンセンター管理運営事業	37,662	32,885	29,414
	ごみ処理等の事業費	2,524,727	2,444,596	2,276,606

中事業	小事業	当初予算額	予算現額	執行済額
3 Rの推進・ごみの適正処理	ごみ資源化事業	580,977	597,753	526,984
3 Rの推進・ごみの適正処理	3 R推進事業	52,438	50,520	40,784
3 Rの推進・ごみの適正処理	笛田リサイクルセンター管理運営事業	185,315	173,281	162,692
	資源化の事業費	818,730	821,554	730,460

中事業	小事業	当初予算額	予算現額	執行済額
次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	環境基本計画等推進事業	17,157	16,844	16,123
快適な生活環境の保全	公害等対策事業	7,056	5,284	4,287
快適な生活環境の保全	まちの美化推進事業	84,461	82,407	73,741
快適な生活環境の保全	衛生・害虫駆除事業	3,654	5,508	3,873
快適な生活環境の保全	海岸清掃事業	15,967	16,209	16,187
快適な生活環境の保全	海浜保全事業	468	468	388
	環境事業費	128,763	126,720	114,599

中事業	小事業	当初予算額	予算現額	執行済額
快適な生活環境の保全	動物愛護推進事業	3,191	3,191	2,179
快適な生活環境の保全	鳥獣保護管理対策事業	12,105	21,148	20,147
	動物の保護管理事業費	15,296	24,339	22,326
合 計		3,487,516	3,417,209	3,143,991

※基金への積み立金などの、部全体に係る事業経費は「ごみ処理等の事業費」に含めています。

※事業費毎に千円単位にしているので、総合計額と差が出ることがあります。

5. 事業年表

5. 1 環境部事業年表

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
大正6年度 (1917年度)	・町営の清掃所・じん芥焼却場設置（2月）
昭和24年度 (1949年度)	・大町名越のじん芥焼却場完成
昭和26年度 (1951年度)	・大町名越のじん芥焼却場操業開始（5月）
昭和27年度 (1952年度)	・し尿収集を委託により開始(12月) 360…25円、180…15円
昭和29年度 (1953年度)	・清掃法制定（4月） ・清掃条例制定（12月）
昭和31年度 (1956年度)	・大船じん芥焼却場完成（11月） 1日の処理能力…11.2 t
昭和36年度 (1961年度)	・全市の約半分の世帯のし尿のくみ取りを直営化（6月） 料金はくみ取り券方式(米屋で販売) 360…30円、80…20円 ・し尿化学処理場完成(11月) 1日のし尿処理能力…8時間操業で100kℓ ・ごみ収集直営化（1月） 10日に1回一般ごみと生ごみを混合収集 ・ポリ容器による生ごみ収集の試行（2月）
昭和37年度 (1962年度)	・一般家庭のごみの清掃手数料無料化（4月）
昭和38年度 (1963年度)	・し尿くみ取り料金を人数割に（4月） 作業伝票方式：1人月額40円
昭和39年度 (1964年度)	・生活環境整備審議会条例公布・施行（6月）
昭和40年度 (1965年度)	・名越清掃工場（じん芥焼却場）完成（1月） 1日の処理能力…150 t
昭和43年度 (1968年度)	・し尿化学処理場改修工事完成（8月） 1日のし尿処理能力…150kℓ ・一部宅造地区でダストボックス方式開始（12月）
昭和45年度 (1970年度)	・腰越、材木座地区で紙袋収集を試行（6月） 1週間に2回、一般ごみと生ごみを混合して紙袋に入れ、指定日に 指定場所に出す。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定（12月）
昭和46年度 (1971年度)	・大町地区で紙袋収集開始（以降順次切替）（6月） 切り替えに伴い危険物不燃物収集を開始 月2回 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（9月）
昭和47年度 (1972年度)	・大口契約のごみ処理手数料改定（4月） 回収10回／月 1 kg…2円 回収15回／月 1 kg…4円 回収16回／月 1 kg…5円 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布・施行（4月） ・し尿処理手数料を条例に規定（4月） 一般家庭1人月額40円 実量(お店や事業所など)360…70円、随時(仮設トイレなど)360…70円 ・あき地の環境保全に関する条例公布・施行（10月） ・廃棄物の不法投棄の防止に関する条例公布・施行（10月） ・紙袋収集の切替え完了（3月）
昭和48年度 (1973年度)	・今泉清掃工場（じん芥焼却場）完成（5月） 1日の処理能力 11 t →150 t

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
昭和48年度 (1973年度)	・全市で燃えないごみの分別収集を開始（7月） 月1回:非金属類（プラスチック類含む） ・燃えないごみの収集を月4回実施、燃えるごみの収集日も全面変更（3月） 第1・3週指定曜日に非金属類 第2・4週指定曜日に金属類
昭和50年度 (1975年度)	・し尿二次処理施設改修工事完成（5月） ・大口契約のごみ処理手数料改正（12月） 収集回数制から従量制へ 1月1,000kg未満 1kg…5円 1月1,000kg以上 1kg…7円 ・し尿処理手数料改定（12月） 実量(お店や事業所など)360…150円、随時(仮設トイレなど)360…150円
昭和52年度 (1977年度)	・第1回鎌倉クリーンキャンペーン実施（6月）
昭和54年度 (1979年度)	・今泉清掃工場改修工事完成（3月）
昭和55年度 (1980年度)	・大口ごみ契約のごみ処理手数料改正（6月） 1月1,000kg未満 1kg…10円 1月1,000kg以上 1kg…15円 ・し尿処理手数料改定（6月） 一般家庭1人月額110円 実量(お店や事業所など)360…200円、随時(仮設トイレなど)360…200円
昭和56年度 (1981年度)	・名越清掃工場改修工事完成（1月） 公害対策を充実 1日の処理能力…150トン
昭和59年度 (1984年度)	・乾電池の分別収集開始（10月） ・し尿一次処理施設改修工事完成（12月） 1日のし尿処理能力…120kℓ
昭和61年度 (1986年度)	・粗大ごみ処理手数料の改正及び軽減措置実施（7月） 一般家庭 1kg…3円 " 1m³…850円 " 持ち込み無料 集団回収 2分の1 ・収集方法変更（1月） 第1・3週指定曜日に金属類 第2・4週指定曜日に非金属類
平成2年度 (1990年度)	・ダイエットかまくら'90運動開始（4月） ・資源回収奨励金制度実施（4月） ・生ごみ処理容器モニターによる試験的实施（5月） ・燃えるごみの週3回収集実施（7月） ・プラスチック類を燃えるごみの分類に変更
平成3年度 (1991年度)	・生ごみ処理容器購入費助成制度実施（4月） ・牛乳パック回収箱設置（4月） ・庁内オフィスごみの分別回収実施（4月） ・再生資源の利用の促進に関する法律制定（4月） ・かながわ海岸美化財団発足（4月） ・ごみ問題懇談会発足（5月） ・廃棄物搬入届書制度開始（7月） ・ごみフェスティバル開催（9月） ・一般廃棄物処理基本計画策定（9月） ・建設木屑の所外処理委託実施（10月） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（10月） ・再生資源の利用の促進に関する法律施行（10月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成4年度 (1992年度)	・ごみ集積所看板購入費助成制度実施（4月） ・植木ごみの減量化・資源化の試行開始（8月） ・ごみ処理施設建設懇話会発足（10月） ・廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例公布（12月。平成5年(1993年)4月施行） ・ごみ問題懇話会提言書受理（3月）
平成5年度 (1993年度)	・多量排出事業者の減量計画書の提出を義務化（9月） ・第2回ごみフェスティバル開催（9月） ・廃棄物減量化等推進員制度発足（10月） ・ごみ減量化・資源化協力店制度発足（11月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会発足（3月） ・し尿二次処理施設改修工事完成（3月） 硝化・脱窒素処理 砂ろ過・活性炭処理
平成6年度 (1994年度)	・生ごみ処理機非電動型（室内型）助成開始 ・（仮称）資源リサイクルセンター都市計画決定の認可(12月) ・環境基本条例公布・施行（12月） ・鎌倉市役所エコオフィス化推進方針策定（3月）
平成7年度 (1995年度)	・生ごみ処理機電動型助成開始 ・第1回環境フェスティバル開催(第4回ごみフェスティバル)（6月） ・（仮称）資源リサイクルセンター工事着手（6月） ・観光ごみ拠点回収事業実施（6月） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定（6月） ・観光散乱ごみ拠点回収（鎌倉駅東口他2箇所）開始（6月） ・浄化槽雨水貯留施設設置補助制度開始（9月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会の答申（1月） ・環境基本計画策定（2月） ・新分別収集モデル事業実施（2月）
平成8年度 (1996年度)	・市の全施設（83箇所）オフィス紙ごみ分別開始（7月） ・新分別収集説明会開始（10月） ・ごみ半減都市宣言（11月） ・ごみ半減計画の策定（11月） ・環境保全行動指針策定（3月）
平成9年度 (1997年度)	・笛田リサイクルセンター開設（4月） ・ごみ排出容器として透明・半透明袋の義務化（4月） ・地域の資源集団回収の全市域実施（4月） ・ごみ処理手数料改定（4月） 大口契約 1kg…20円 粗大・片付ごみ 1kg…8円 ・建設木屑の受け入れ廃止（4月） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律一部施行（4月） ・し尿処理手数料改定（4月） 実量(お店や事業所など)360…400円、随時(仮設トイレなど)360…400円 ・第3回環境フェスティバル開催（第6回ごみフェスティバル）（6月） ・今泉クリーンセンター管内5分別（資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ）収集実施（7月） ・名越クリーンセンター管内5分別（資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ）収集実施（10月） ・飲食用カン・ビンの分別収集開始（10月） ・植木剪定材の分別収集開始（10月）
平成10年度 (1998年度)	・第4回環境フェスティバル開催（第7回ごみフェスティバル）（5月） ・一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可申請手数料等改定（6月） 5,000円→10,000円

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成10年度 (1998年度)	・一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年 ・浄化槽清掃業許可申請手数料改定（6月） 5,000円→10,000円 ・浄化槽清掃業許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年 ・資源集団回収奨励金の変更（7月） 団体：4円/kg→2円/kg 業者：3円/kg→5円/kg ・横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会を設立（横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町）（7月） ・し尿の汚水処理の二次処理施設を廃止し、下水道に放流を開始（3月）
平成11年度 (1999年度)	・焼却残さの溶融固化実験及び試行実施（8～12月） ・資源集団回収の回収品目の統一、クリーンステーションの利用（11月）
平成12年度 (2000年度)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律完全施行（4月） ・焼却残さを全量溶融固化実施（4月） ・資源集団回収の収集日を月2回に統一（4月） ・資源集団回収奨励金額の変更（4月） 団体：2円/kg→1円/kg ・ごみの減量化・資源化を進める市民会議発足（5月） ・鎌倉アダプト・プログラム開始（10月） ・ペットボトルの分別収集開始（11月） ・植木剪定材に係る受入代金徴収開始（事業者搬入分）（12月） 1kg…7円 ・循環型社会形成推進基本法制定（1月） ・鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例公布（3月。平成13年(2001年)10月施行）
平成13年度 (2001年度)	・非電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→9割（4月） ・ごみ減量化・資源化キャンペーン開始（5月） ・ごみ半減計画推進対策本部設置（6月） ・クリーンアップ市内一斉清掃を実施（6月） ・天然ガス自動車導入（9月） ・ごみ半減出前説明会開始（9月） ・生ごみ処理機指定協力販売店制度開始（9月） ・ごみ半減ニュース創刊（10月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（11月） ・ごみ半減非常事態宣言（11月） ・クリーンセンターのピット前での事業系ごみ排出状況調査開始（11月） ・まち美化推進重点区域に鎌倉駅周辺と大船駅東口周辺を指定（11月） ・くらしの点検シート発行（12月） ・事業系多量排出事業所訪問・事業系一般廃棄物排出量等調査開始（1月） ・植木剪定材堆肥化事業 事業系竹・笹・シュロ受入開始（1月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会一次答申（1月） ・声かけふれあい収集開始（2月） ・ごみ半減計画見直しを市長が表明（2月） ・資源回収奨励金制度廃止（3月） ・し尿の公共下水道希釈放流（固形物）設備改修（3月）
平成14年度 (2002年度)	・し尿の委託収集区域の拡大（4月） ・し尿の公共下水道へ希釈放流開始（4月） ・電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→7割5分（5月） ・植木剪定材受入代金改定 1kg 7円→8円（5月） ・植木剪定材の資源化の拡大（直径15cm以上の丸太の資源化）（5月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成14年度 (2002年度)	・ごみ半減計画見直しに関する説明会を開催（５月） ・今泉クリーンセンター改修計画策定調査（７月～10月） ・生活環境整備審議会委員委嘱「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」諮問（８月） ・まち美化推進重点区域に北鎌倉駅周辺と大船駅西口周辺を指定（９月） ・循環型社会形成推進協力金制度実施（10月） ・粗大木くずの資源化処理開始（10月） ・事業所排出先実態調査（11月～平成15年(2003年)２月まで） ・今泉クリーンセンター焼却処理の休止（11月） ・名越クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成（11月） ・ごみの一部自区外処理開始（12月） ・事業所の点検シート発行（12月） ・鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画策定（12月） ・鎌倉市グリーン購入基本方針・平成15年度調達方針策定（12月） ・かまくら環境子どもかるた制作（２月） ・クリーンかまくら連絡会設立（３月）
平成15年度 (2003年度)	・資源物拠点回収箱を市役所本庁舎及び各行政センターに設置（４月） ・ごみ収集車両２人乗車開始（５月） ・容器包装プラスチック分別収集一部地域で試行開始（９月） ・ごみ処理手数料改正（10月） 事業系（処分） 1 kg 10円→13円 ・植木剪定材受入代金改定（10月） 1 kg 8円→10円 ・地球にやさしい行動アンケート実施（12月） ・資源物（飲食用カン・ビン、紙類、布類、植木剪定材、ペットボトル）毎週収集開始（２月） ・紙類（紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボールなど）と布類の収集日を統合（２月） ・環境省の環境評価プログラムに参加登録（２月） ・循環型社会形成推進協力金制度廃止（３月） ・鎌倉市深夜花火の防止に関する条例公布（３月。平成16年(2004年)４月施行）
平成16年度 (2004年度)	・３Ｒ推進事業奨励金交付制度実施（４月） ・植木剪定材受入代金改定（４月） 1 kg 10円→11円 ・し尿の委託収集区域の拡大（４月） ・し尿処理手数料改定（10月） 実量(お店や事業所など)360…600円、随時(仮設トイレなど)360…600円 ・中学生による“地球にやさしい行動”推進事業実施（10月） ・鎌倉市落書き防止条例公布（12月。平成17年（2005年）４月施行） ・今泉クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成（３月） ・ごみの一部自区外処理終了（３月）
平成17年度 (2005年度)	・し尿の委託収集区域の拡大（４月） ・し尿の公共下水道への無希釈放流を開始（６月） ・環境教育の推進に関するシンポジウム開催（６月） ・マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”の個人登録呼びかけ（８月） ・容器包装プラスチック分別収集全市で開始（10月） ・植木剪定材の自区外処理開始（10月） ・ごみ処理広域化に関する４市１町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）首長会議において、ごみ処理広域化は、横須賀市、三浦市及び葉山町の２市１町と、鎌倉市及び逗子市の２市での２グループ体制で、当面のごみ処理広域化の推進を確認（12月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置（２月） ・ごみ処理広域化に関する４市１町首長合意事項書を締結（３月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成18年度 (2006年度)	・し尿の収集運搬業務を全て委託化（４月） ・鎌倉市・逗子市でのごみの広域処理について覚書を締結（４月） ・不燃残さを全量溶融固化実施（４月） ・第２次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画策定(10月) ・植木剪定材の処理費を受入代金から処理手数料に変更、料金を改定(10月) 1 kg 11円→13円 ・生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」答申（３月） ・鎌倉・逗子首長面談。２市でのごみ処理広域化について協議を行っていくことを確認（３月） ・第２次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画策定（３月）
平成19年度 (2007年度)	・使用済み食用油の分別収集開始（４月） ・鎌倉市災害廃棄物等処理計画・処理行動計画を策定（５月） ・粗大ごみの処理手数料改定。シール制を導入（10月） ・市民が市の施設に一度に大量に持ち込む臨時ごみの処理手数料を有料化（10月） 10kg…40円（ただし100kg未満の場合は１回につき100円） ・鎌倉・逗子首長面談。生ごみの資源化についての逗子の対応は20年３月までに明らかにすることとした。（11月） ・鎌倉市環境教育推進計画策定（12月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、生ごみ資源化施設整備については、逗子市は参画しないことを表明（３月） ・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定（３月） ・第２次まち美化行動計画策定（３月） ・落書きのないまちづくり行動計画策定（３月）
平成20年度 (2008年度)	・鎌倉・逗子首長面談。焼却施設及びその他の資源化施設等の整備については、今後も両市で協議することを確認（４月） ・生活環境整備審議会委員委嘱（６月） ・路上喫煙の防止に関する条例公布（９月。平成21年度４月施行） ・「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方について」諮問（１月） ・路上喫煙禁止区域に鎌倉駅周辺と大船駅周辺を指定（１月） ・逗子市長が、逗子市議会平成21年度施政方針説明において、逗子市内の焼却施設について、既存炉の大規模改修により、少なくとも10年間を超える延命化を行う方針を表明（２月）
平成21年度 (2009年度)	・廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（６月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第２次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の改定について」（諮問）（1月） ・平成18年４月24日付で締結した２市（鎌倉市・逗子市）でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上解除し、同日付で２市でのごみ処理に関する今後の協議について、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新たに設置するに当たり、燃やすごみのごみ質を統一することを前提に、各市における生ごみ資源化施設等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する旨の確認書を取り交わした（２月） ・山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設基本構想・基本計画（案）を策定（３月）
平成22年度 (2010年度)	・市長が山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設に代わる代替案を３カ月以内に発表することを定例会見で表明（８月） ・新たなごみ処理方策として「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設整備に代わる、ごみ焼却量削減等検討結果」を発表（11月） ・市政策会議において、バイオマスエネルギー回収施設を建設しないで、ごみを減量・資源化する方針を決定（１月） ・生活環境整備審議会から「平成21年10月５日提出の『今後の焼却ごみの処理方法及び最終処分場のあり方について』提言をもって審議を終了する」旨報告（２月） ・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を改定（３月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成23年度 (2011年度)	・リユース食器利用費補助金交付制度開始（4月） ・竹・笹・シュロ類の植木剪定材収集開始（4月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）について答申（6月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）策定（6月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（10月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（10月） ・生ごみ処理機モデル地区3団体（「鎌倉ハイランド自治会」「津町内会」「レーベンスガルテン山崎自治会」）で計60台の生ごみ処理機の貸与（10月～11月） ・生活環境整備審議会委員委嘱（11月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」（諮問）（11月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（1月） ・地域（西御門自治会）及び事業者（医療法人湘和会湘南記念病院）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月） ・鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例公布（3月。平成24年4月施行）
平成24年度 (2012年度)	・鎌倉市ごみ焼却施設基本構想(案)の策定に着手（6月） ・布団・畳の資源化開始（6月） ・市役所で非電動型生ごみ処理機の直接販売開始（7月） ・産業廃棄物木くずの少量（100kg以下）の受入中止（かんなくずを除く）（10月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、2月） ・戸別収集モデル事業を七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内の3地区、約3,500世帯を対象に実施（10月） ・名越クリーンセンター基幹的設備改良工事に着手（12月） ・鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例公布（12月。平成25年4月施行） ・事業系ごみの受入拒否を定めた条例施行、今泉クリーンセンターに自走式コンベアごみ投入検査機を導入（1月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会への諮問「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」に対し、「平成25年度から平成27年度までの第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について」及び「家庭系ごみの戸別収集の導入について、家庭系ごみの有料化について及び事業系ごみ処理手数料の改定等について」答申（3月） ・事業者（株式会社紀ノ國屋）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月）
平成25年度 (2013年度)	・鎌倉市環境基本計画第2期改訂版一部改定（4月） ・鎌倉市ごみ焼却施設基本構想を策定（6月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（諮問）（8月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（諮問）（8月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、3月） ・環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（諮問）（10月） ・環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（答申）（3月） ・鎌倉市エネルギー基本計画を策定（3月）
平成26年度 (2014年度)	・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（答申）（5月） ・事業系大型生ごみ処理機に対する設置補助金制度開始（8月） ・羽毛ふとんの資源化開始（8月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（諮問）（8月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成26年度 (2014年度)	・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、10月（2回）、1月） ・ごみ処理手数料改定（10月） 事業系 10kg 130円→210円 ・環境審議会「鎌倉市環境基本計画の見直しについて」（諮問）（1月） ・製品プラスチックの分別収集開始（1月） ・鎌倉市エネルギー実施計画を策定（3月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（答申）（3月） ・今泉クリーンセンター焼却停止（3月）
平成27年度 (2015年度)	・家庭系燃やすごみと燃えないごみの有料化を開始（4月） 50：10円、100：20円、200：40円、400：80円 ・ごみ処理手数料改定（4月） 臨時ごみ収集 1 m³：2,200円→4,200円 臨時ごみ持込 100kg未満：1回100円→100kg以下：1回500円 100kg以上：10kgにつき40円→100kg超は10kgにつき200円 ・新ごみ焼却施設最終建設候補地公表（4月） ・名越クリーンセンター基幹的設備改良工事完成（7月） ・スズメバチの巣の駆除業務委託化開始（7月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（10月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（1月、3月） ・戸別収集モデル地区（七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内）における戸別収集を終了（2月） ・「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定（3月） ・第4次鎌倉市まち美化行動計画策定（3月） ・第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画策定（3月） ・雨水貯留槽購入費補助金制度終了（3月） 雨水貯留槽購入費補助金交付件数 平成23年度(2011年度)…54件、平成24年度(2012年度)…40件、平成25年度(2013年度)…34件 平成26年度(2014年度)…29件、平成27年度(2015年度)…27件 平成8年度(1996年度)から平成27年度(2015年度)までの累計428件 ・第3期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画、鎌倉市環境教育行動計画を策定（3月）
平成28年度 (2016年度)	・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設立し、ごみ処理の広域連携についての覚書を締結（7月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（8月、3月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催（10月、3月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（答申）（8月） ・「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」策定（10月） ・名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事着手（12月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」（諮問）（1月） ・鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直し（3月） ・地域（西御門自治会）及び事業者（医療法人湘和会湘南記念病院）の大型生ごみ処理機モデル事業が終了（3月）
平成29年度 (2017年度)	・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」（答申）（4月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を4回開催（5月、8月、11月、3月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会3回開催（6月、1月、3月） ・名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事完了（6月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成29年度 (2017年度)	・今泉クリーンセンター煙突解体工事着手（7月） ・製品プラスチック及び布類の収集品目を拡大（10月） ・ごみ処理手数料改定（1月） 事業系 10kg 210円→250円 ・鎌倉市災害廃棄物等処理計画を改訂（3月） ・事業者（株式会社紀ノ國屋）の大型生ごみ処理機モデル事業が終了（3月） ・神奈川県から最終処分場6号地の一般廃棄物最終処分場廃止の確認をしたことの通知受理（3月）
平成30年度 (2018年度)	・COOL CHOICE賛同登録（5月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（5月、8月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会5回開催（4月、5月、7月、8月、10月） ・かまくらプラごみゼロ宣言（10月） ・今泉クリーンセンター煙突解体工事完了（10月） ・最終処分場6号地の農地への復元工事が完了（2月） ・新たな焼却施設を建設せず、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進める方向に方針転換（3月）
令和元年度 (2019年度)	・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（5月、11月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催（6月、1月） ・食品ロス削減の推進に関する法律施行（10月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）を公表（11月） ・台風15号（9月）及び19号（10月）により発生した災害廃棄物の臨時減免を実施（9、10、11月） ・鎌倉市と神奈川県企業庁がプラごみ削減・水道水PRのため、鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーション設置に関する覚書を締結（1月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」（諮問）（1月） ・鎌倉市気候非常事態宣言を表明（2月） ・ゼロカーボンシティを表明（2月） ・鎌倉市とウォータースタンド株式会社とのかまくらプラごみゼロ宣言にかかる連携と協力に関する協定を締結（2月） ・一般廃棄物最終処分場6号地を地権者に返還（2月） ・鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定（3月） ・鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直しを地球温暖化対策地域実行計画見直し後に検討することとした（3月） ・第5次鎌倉市まち美化行動計画策定（3月）
令和2年度 (2020年度)	・鎌倉市役所本庁舎等57施設への再生可能エネルギー100%電気を導入（2月） ・鎌倉市とリネットジャパンリサイクル株式会社との小型家電リサイクルにかかる連携と協力に関する協定の締結（5月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっての意見」（7月） ・「世界首長誓約/日本」に署名（8月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定（8月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（7月、12月）、勉強会1回開催（11月）
令和3年度 (2021年度)	・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（答申）（6月） ・「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」改定（6月） ・鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーションの供用開始（7月） ・縦型乾式メタン発酵施設による実証実験開始（8月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定について」（諮問）（1月） ・鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会要領の制定（1月） ・深沢クリーンセンター用地の縮小及び事務室移転（鎌倉市営住宅集約化事業による）（3月） ・第1回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル（3月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
令和 4 年度 (2022年度)	・ 第 2 回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会（公募型プロポーザル）（4 月） ・ 第 3 期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）、鎌倉市環境教育行動計画改訂（5 月） ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定について」（答申）（5 月） ・ 事業系可燃ごみの縦型乾式メタン発酵施設による資源化開始（6 月） ・ 鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」（諮問）（11月） ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」（諮問）（1 月）
令和 5 年度 (2023年度)	・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」（答申）（4 月） ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材以外のもの）の改定について」（答申）（5 月） ・ 鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」（答申）（8 月） ・ 鎌倉市名越中継施設整備基本計画策定（8 月） ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「臨時ごみ等の見直しについて」（答申）（12月）



令和6年度（2024年度）版

環境部事業概要

令和5年度（2023年度）実績

編集・発行

令和7年（2025年）2月

鎌倉市環境部 環境政策課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

Tel 0467-23-3000 Fax 0467-23-8700

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

E-Mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp